

令和8年度山形県・山形市新スポーツ施設建設候補地に係る土壌汚染状況調査計画書策定業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度山形県・山形市新スポーツ施設建設候補地に係る土壌汚染状況調査計画書策定業務

2 委託の目的

本業務は、山形県・山形市新スポーツ施設建設候補地における地歴調査を実施して、土壌汚染のおそれを把握すること及び土壌汚染状況調査を実施する場合に試料採取等を行う区画を選定することを目的とする。

3 調査対象地

山形県・山形市新スポーツ施設建設候補地

- ・ 住 所：山形市桜町2 地内
- ・ 敷地面積：18,966㎡
- ・ 調査対象地は、平成14年頃に旧山形県立中央病院の解体工事を行っており、それ以前は病院が立地していた敷地である。

4 委託業務の内容

受注者は、以下の業務を実施し、土壌汚染状況調査計画書を策定すること。

(1) 情報の入手・把握

調査対象地の利用の状況に関する情報及び特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を、可能な限り過去に遡り、①資料調査、②聴取調査、③現地調査等により入手・把握する。

(2) 試料採取等対象物質の特定

調査対象地において、土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類を特定し、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とする。

(3) 土壌汚染のおそれの区分の分類及び試料採取等を行う区画の選定

試料採取等対象物質ごとに、調査対象地を土壌汚染が存在するおそれに応じて以下の3種類の区分に分類するとともに、試料採取等を行う区画を選定する。

- ① 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- ② 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ③ 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

5 履行期限

令和8年11月30日（月）

6 業務の実施

(1) 受注者の義務

受注者は、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解したうえで適正な人員を配置し、正確に本業務を実施すること。

(2) 主任技術者の選任

受注者は、主任技術者を選任するとともに、その氏名を発注者に報告すること。なお、主任技術者は、土壤汚染対策法第33条に規定する技術管理者の資格を有する者とする。

(3) 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出すること。なお、業務計画書には次の事項を記載すること。

- ① 業務実施体制及び業務従事者名簿
- ② 業務工程表

(4) 打合せ協議

受注者は、発注者との連絡を密にし、必要に応じて打合せを実施するなど、十分協議を行うこと。

(5) 調査の実施

聴取調査及び現地調査を実施する場合には、あらかじめ発注者側の了解を得ること。

(6) 資料等の提示

- ・ 発注者は、受注者の業務実施に必要な資料等について、必要に応じて提示を行うものとする。受注者は、発注者から提示された資料等について、本業務以外の目的には使用してはならない。
- ・ 受注者の業務実施に当たり、土地登記事項証明書が必要な場合には、発注者において取得し、受注者に貸与する。

(7) 機密の保持

受注者は、本業務を行う上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

7 成果品及び業務完了報告書等の提出

(1) 受注者は、次の成果品を履行期限までに提出すること。

- ・ 土壤汚染状況調査計画書 3部
- ・ 上記に係る電子データ（CD-R等） 一式

(2) 受注者は、業務完了後遅滞なく、業務完了報告書を提出すること。

(3) 受注者は、発注者の求めに応じて、参考資料及び参考データ等を適宜提出すること。

(4) 成果品の管理及び権利の帰属は、全て発注者のものとする。提出後に成果品に不備等が発見された場合には、契約終了後においても、受託者が修正の義務を負うこととする。

8 経費の負担

業務に必要な器具、消耗品等に係る経費は、受注者の負担とする。

9 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項は、下記法令等によるものとするほか、発注者と受注者の協議により実施するものとする。

- ・ 土壤汚染対策法
- ・ 土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）
- ・ 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）

- ・ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）
（令和4年8月）
- ・ その他、土壌汚染対策法に係る告示、通知等

(2) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。